

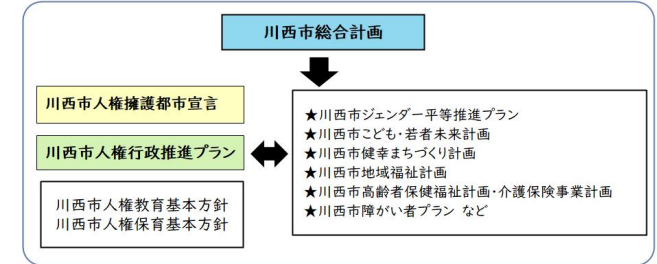
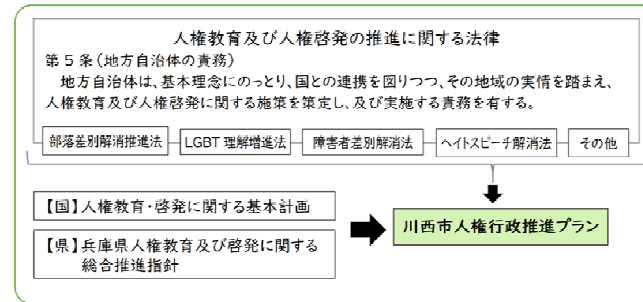
川西市人権行政推進プラン(第4次改定版)(案)の概要

第1章 策定にあたって

1 策定の背景

人権問題が複雑化かつ多様化しているなか、川西市における人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進をはかるため、策定するものである。プランの推進にあたっては、行政だけでなく市民や地域、企業、各種団体、市民グループなど、さまざまな主体が積極的かつ自主的に取り組むことが必要である。

2 プランの位置づけと期間



期間：令和7(2025)年度から令和14(2032)年度までの8年間

第2章 人権尊重の理念

一人ひとりが人権について正しく理解し、自分の人権のみならず、他者の人権も尊重し、人権文化を市民と行政の協働によって築いていく。

人権文化とは人権を尊重する考え方や感じ方、行動の仕方が、日常の当たり前になるということである。

第3章 人権に関する取組みの状況

1 国連を中心とした人権の取組み

2 日本における人権の取組み

3 川西市における人権の取組み

(1)現状と課題について

部落問題では、関係住民の住環境や生活実態の改善については、一定の成果が認められた。しかし、結婚差別、就職差別、インターネットを使った差別書き込みなど、差別意識や偏見が未だ根強く残っている。また、国際化、情報化、高齢化、価値観の多様化等に伴い、人権に関わるさまざまな問題が顕在化している。

(2)川西市人権問題に関する市民意識調査の結果の考察

①権利や憲法に関する市民の理解

憲法における権利に対する市民の理解が低い。憲法や人権に対する誤解に基づく意見を肯定する回答が多く、今後の人権教育・人権啓発の課題である。

②人権侵害への対応

県や市町村以外の公的な機関などに相談した人が少ない。相談体制の充実だけでなく、相談窓口の存在とその機能について広報に努める必要がある。

③部落問題に関すること

部落問題に関する差別的な発言に出会った際、それに反発・疑問を感じる人が2割。反発・疑問を感じ、発言の問題性を指摘できる人を増やしていく啓発への取組みが重要である。

第4章 人権・平和施策の推進

1 人権行政の推進体制

2 人権教育・人権啓発の推進

(1)基本的な考え方

(2)学校園所における人権教育

(3)地域社会における人権教育・人権啓発

(4)市民との協働

(5)評価指標 **(新規)**

6 人権課題への取組み

(下線の課題は、前回プランから名称を変更した課題または新規の課題)

(1)女性の人権

(2)子どもの人権

第2期川西市こども・若者未来計画(R7(2025)年度策定予定)を推進するとともに、子ども・子育て支援、子どもの健全育成を推進する。

	評価指標	めざす方向性	現 状	目 標
1	人権侵害を体験したときに、誰かに相談した市民の割合 (市民実感調査)	➡	28.6% (R5(2023)年度)	40.0% (R13(2031)年度)
2	「差別する人だけではなく、差別される人にも問題がある」そう思う、どちらかといえばそう思う人の割合 (人権問題に関する市民意識調査)	➡	20.4% (R5(2023)年度)	15.0% (R13(2031)年度)
3	「日本国憲法は、国民が守るべきルールである」そう思う、どちらかといえばそう思う人の割合 (人権問題に関する市民意識調査)	➡	83.5% (R5(2023)年度)	40.0% (R13(2031)年度)
4	「川西市子どもの人権オンズパーソン」制度について、内容も含めおおむね知っている人の割合 (人権問題に関する市民意識調査)	➡	10.6% (R5(2023)年度)	15.0% (R13(2031)年度)
5	「外国人労働者が増えると治安や風紀などが悪くなる」そう思う、どちらかといえばそう思う人の割合 (人権問題に関する市民意識調査)	➡	29.0% (R5(2023)年度)	15.0% (R13(2031)年度)

3 人権相談・擁護

・主な相談先を掲載 **(新規)**

4 平和施策について **(新規)**

・平和行政の積極的推進

5 総合センターについて

※「総合センターの今後のあり方」の答申内容を反映
・人権施策の拠点として位置づけ、人権啓発事業を充実させる。
・多文化共生社会の実現を目指した取組みを進める。
・施設の稼働率を高める取組みを進める。
・総合センターの名称変更を検討する。



(3)高齢者の人権

(4)障がいのある人の人権

(5)部落差別に関する人権課題

(6)アイヌの人々の人権

(7)外国人の人権と多文化共生

※「川西市多文化共生推進指針」の内容を反映

国籍や民族の違いを越え、互いの文化的差異や多様性を認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員としてともに生きていく多文化共生のまちづくりを推進する。

(8)感染症に関連する人権

新型コロナウイルス感染症に関連する人権課題 **(新規)** など

(9)刑を終えて出所した人の人権

(10)犯罪被害者等の人権

(11)インターネット等に関する人権課題

SNS上での誹謗中傷が後をたたない。正しい知識と理解を深める教育・啓発を推進する。

(12)北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権

(13)生活困窮者等の人権

(14)性的マイノリティの人権

性的マイノリティは特別な人ではなく、「そもそも人の性や価値観は多様である」ことを基本に啓発していく。

(15)自死(自殺)者とその家族の人権

(16)職場等における人権課題

(17)震災等の災害に起因する人権課題 **(新規)**

災害時の被災者における人権課題が惹起している。高齢者、障がいのある人、女性、子ども、性的マイノリティ、外国人等への人権的配慮が必要である。

(18)多様な人権課題

・人身取引に関する人権問題

・婚外子に関する人権問題

・ひとり親家庭に関する人権問題

・ユニークフェイスの人(見た目問題)に関する人権問題

・社会的ひきこもりの人々に関する人権問題

・病気等に関する人権問題